

競争参加者の資格に関する公示

北海道新幹線、大新高架橋外 1 箇所工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 10 月 3 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津 英二

1 工事名及び施工方法

- (1) 工 事 名 北海道新幹線、大新高架橋外 1 箇所（電子入札対象案件）
- (2) 施工方法 特定建設工事共同企業体による施工とする。

2 工事場所 北海道二海郡八雲町

3 工事概要

- (1) 工事内容 本工事は、北海道新幹線新青森起点 190km880m から 190km950m（延長 70m）、199km497m から 202km310m（延長 2,813m）のうち、ラーメン高架橋 28 連、RC 場所打 T 桁橋 54 連、RC 橋脚 29 基、連結橋脚 1 基、GRS 一体橋りょう 1 連、ニューマチックケーソン 2 基、場所打 RC 杭約 570 本、3 径間連続 PC 箱桁（188m、張出し架設）1 連、PC 下路桁（40m、58m、60m）各 1 連、PC 箱桁（45m）1 連、鋼製シェルター 1 基、盛土補強土 1,500 m³、盛土 11,000 m³の工事である。
- (2) 工 期 契約締結日の翌日から 43 箇月間

4 競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出資料

- ア 資格確認申請書 2 部（正 1 部、写 1 部）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（写） 2 部
- ウ 委任状 2 部（正 1 部、写 1 部）

※資格確認申請書様式の入手方法については、本工事の入札公告を参照すること。協定書及び委任状の様式は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）ホームページからダウンロードすること。

(2) 受付期間

令和 4 年 10 月 3 日（月）から令和 4 年 11 月 2 日（水）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く毎日、10 時から 16 時まで。

(3) 提出方法

資格確認申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（写）の提出方法については、本工事の入札公告を参照すること。

また、委任状については、当機構北海道新幹線建設局総務部契約課へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

5 特定建設工事共同企業体の構成及び要件

(1) 構成員の数及び組合せ

特定建設工事共同企業体は、次の要件を満たす3者又は4者による組合せとする。ただし、経常建設工事共同企業体を構成員とすることはできない。

ア 当機構における「土木」及び「プレストレストコンクリート」に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

ウ 構成員は、当機構における「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）について、以下の要件を満たす者であること。「プレストレストコンクリート」に係る客観点数は問わないものとする。

(ア) 3者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員 1,200点以上

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち1者に限る。以下同じ。） 1,000点以上1,200点未満

(イ) 4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員 1,200点以上

出資比率が第3位の構成員 1,000点以上

出資比率が最下位の構成員 1,000点以上1,200点未満

(2) 構成員の技術的要件

構成員は本工事の入札公告に記載する競争参加資格要件を満たす者とする。

(3) 出資比率要件

ア 3者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

すべての構成員の出資比率は、20%以上であること。

イ 4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

すべての構成員の出資比率は、10%以上であること。

(4) 代表者要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体の協定書は、「共同企業体運用基準について」（平成15年10

月 1 日付け鉄業契第 13 号、鉄計積第 6 号通達) に示された「特定建設工事共同企業体協定書 (甲)」によるものとする。

6 認定資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事完成の日までとする。ただし、本工事の契約の相手方以外の者にあつては本工事の契約が締結される日までとする。

7 資格審査結果の通知

特定建設工事共同企業体としての資格については、競争参加資格確認通知をもって認定されたものとする。

8 その他

(1) 共同企業体の名称

「〇〇・〇〇・〇〇北海道新幹線、大新高架橋外 1 箇所特定建設工事共同企業体」とする。

※〇〇は会社名の略称 (ただし他社と混同する名称は避けること。) とする。

(2) 問い合わせ先

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西一丁目 1 番地 (マルイト札幌ビル 6 階)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北海道新幹線建設局 総務部 契約課
電話 011-231-3489 電子メールアドレス keiyaku.spp@jr-tt.go.jp